

この間、幾度か行われた校地の拡張、校舎の増改築、教育施設の整備充実等にも明らかに見

したことは、きわめて有意義でありまして、本校といたしましてもこの上ない光栄でありま

他関係の各位に対しまして衷心より御礼申し上げます。

# 吉祥院校百年

創立から現在までの変遷



石と金十両を京都府へ下賜され  
た。  
余談ではあるが寺子屋は「読  
み」「書き」「そろばん」を教え

るのみで公の教育機関はなかつた。江戸時代以前、程度の高い教育施設としては武士の子弟対象の藩学校や、一般向けの私塾などがあつたが、そこに入るには初歩の「読み」「書き」に習熟していなければならず、家庭でいきといた教育を受けられない一般の子弟にとって、寺子屋は貴重な初級教育機関であつた。

寺子屋の発生は室町時代頃寺院の行儀作法から始まったものといわれ、習いにかよっている子を寺子といったところからこの名ができたという。入学は七歳位から三年間程、読み書きそろばん、女の子はこのほかに裁縫や家事などがあり、始めは僧侶が、江戸時代には浪人・学者などが教師となつて教え、江戸時代末期には全国で一

万五千以上の寺子屋があつたと記録されている。

さて本校も創立前には西条（今の西の内町）にあつた寺子屋か東寺までかよつたらしい。それ以前には北条に（現在の学校附近）寺子屋があつたが詳しいことはわかっていない。

本校は明治五年学制発布となつてから、紀伊郡第四学区上鳥羽村の分校として創立され、初めから吉祥院校とは公称されなかつた。

創立当時の紀伊郡第四学区長は安田源右衛門氏、副は村岡浅右衛門氏であつたという。明治五年十月十七日吉祥院村船戸三十六、三十七、三十八番地に創立され、建設当時は八百十七坪、建坪百九坪、校舎は古家を買収したものであつた。創立当初の教員は「読み」「書き」「そろばん」の三名で児童数一七八名であつた。

賞 状

以 藤 田 善 明

右者本學年間精勤

第壹等ナルコトヲ

賞ス

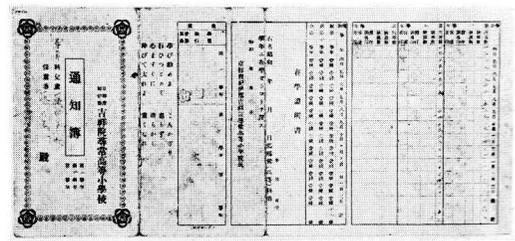
昭和六年三月二十四日

京都府紀伊郡吉祥院尋常高等小學校

2、三 教 師

京都府誌に「明治二年本府ハ小學校ヲ設置シタルモ、之ガ教員タルベキ適任ノ者ナカリシヲ以テ、讀書・習字・算術ノ各教科目及儒書講釈・心学道話ニ付各別ニ募集シタリシナリ。即讀書ニハ旧来ノ漢学者又ハ書生ノ讀書ニ長ズル者ヲ選択シ、習学ハ旧来ノ寺子屋師匠ヲ選ビ、算術ハ其ノ人特ニ乏シカリシ為メ、算術師匠又ハ商店ノ旧番頭等ニテ珠算ヲ能クスル者ヲ選択シ、当該学校ノ開業日ニ於テ之ヲ檢定シ直ニ任命ス。之ヲ三道教師ト称セリ。而シテ儒書講釈ニハ老儒、心学道話ニハ其ノ流ノ人ヲ採用シタリ。」と述べてある通り、創立当時は教師を募集し、開校式に採用試験を行なつて任命したようである。

沿革史によると、句読兼算道助教 宮川為質、句読助教 鈴木仲三函、算術助教 榎泰造の三氏が吉祥院最初の三教師であつた。この頃は句読教師・筆道教師・算術教師としての専科制度であり、豊敷きの教室で個別指導をしたので、寺子屋と大差がなかったとい



昭和初期の通知簿

える。

ちなみに、明治八年に「三教師」の名称を廃して「小学教師」と改め、同十年には小学訓導規則を定めて名称を「訓導・訓導試験・授業生」にわけ、同十二年教育令発布の際「公立小学校教員ハ師範学校ノ卒業証書ヲ得タルモノトス。但師範学校ノ卒業証書ヲ得ズトイエンドモ教員ニ相応セル学力ヲ有スル者ハ教員タルモ妨ナシ。」と規定し、教員の名称を「訓導・訓導補助（のちの準訓導）」とした。

### 3、学制發布

京都で小学校が発足してから足かけ四年目、明治四年七月に設置された文部省は、翌五年八月に「学制」を公布して、近代学校制度の基礎を固めた。

この制度の教育理念は、太政官布告「学事奨励に關する仰被出書」によくあらわれている。すなわち

「人々自ラソノ身ヲ立テソノ身ヲ修メ智ヲ開キ才芸ヲ長ズルハ学ニアラザレバ能ワズ。コレ学校ノ設アルユエンニシテ人能ク其才ノアルトコロニ応ジ勉勵シテ之ニ従事シ、シカシテ後初メテ生ヲ治メ産ヲ興シ業ヲ繁ニスルコトヲ得ベシ。サレバ学問ハ身ヲ立テルノ財本トモイフベキモノニシテ人タルモノ誰カ学バズシテ可ナランヤ。」と、学問は身を立てるの財本であると説き、また

「自今一般ノ人民必ズ邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス。人ノ父兄タルモノ宜シク此意ヲ体認シ其愛情ヲ厚クシ其子弟ヲシテ必ズ学ニ従事セシメザルベカラザルモノナリ。」

と、四民平等・教育の機会均等の理念に立ち、国民皆学を求めざるゝわめて進歩的なものである。

京都では、この学制以前に近代的意味の小学校が発足していたので、遂次この制度に基づく改正を進めているが、全国的には、義務教育制度の確立をはかったこの学制によって、各地に多くの小学校が発足したのである。しかし地方によっては、この制度を実施する上に無理な点が多かったようである。

京都府は、明治七年に「学制」に基づく改定を布達し、続いて八年と十年に改正を加え、教育制度の整備をはかった。この間、京都の小学校は、いわゆる寺小屋方式を廃して、制度的にも方法的にも一段と近代化が進められた。



### 4、就学牌

明治五年に「学制」が公布され、国民皆学が理想として掲げられたものの、「商人はそろばん玉がはじければそれでよい。」という考え方が世間の風潮であった。また士族階級はいままで四書・五経などの漢籍を習っていたのに、単語の絵入り教科書を習うのではつまらない。などで明治初期の就学率は全国的に低くわずかに二・三十%にすぎなかった。

京都小学三十年史によると、明治七年の府管内小学校教則改正の布達文に

「明治五年太政官ヨリ御布令アリ。然ルニ当府管下ニ於テハ右布令ニ先立チ学校建築シ生徒ノ多キ現今凡三万八千八百余人、其内壬申以来ノ検査ヲ経入学ノ生徒凡四千五百余人ニ及ベリ。然レドモ未ダ学ニ就カザル童児五万八百余人アリ。今般詮議ノ次第有之文部省定正ノ学制教則ニ基キ、更ニ校則教則課業表ヲ立テ幼童ヲシテ学ビ易カラシメン。」

と記され、京都でも就学率が四十%で就学奨励が当面の問題であつ

た。

この頃、政府が子弟の就学を強く督促するように指示したので、全国各地ではあの手この手を考えて学制の精神を普及徹底しようとした記録がある。

京都府教育史によると、

「明治九年七月一日には、榎村権知事の達が出て、幼童の小学修学は開知達才の急務に候処、学齡にして未だ入校せざる者間々これ有り、勸奨の爲め自今区戸長役場に於いて時々精細に調査し、就学の者は戸籍帳面名の下へ(学)という朱印を押捺すべし。という事になった。そして翌々九月一日には、府令を以て重ねて各校区費を以て「就学牌」を鑄造し、児童に佩帶せしめて不就学者と区別する事にした。」

とあるように、就学奨励策のひとつとしてメダルのようなものを袴や帯に紐でさげさせたのである。



子弟ヲシテ必ズ學ニ從事セシメザルベカラザルモノナリ。」

### 5、教育令公布

明治十年代にはいと、急速な文明開化とともに自由民権思想が波及してきた。一方、明治五年の学制以来小学校教育は全国的に普及していったが、教育費の負担が大きく依然として不就学児童が多かったのである。

そこで、明治十二年九月「学制」を廢して自由裁量の余地の多い「教育令」を制定した。すなわち

「小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ、ソノ学科ヲ讀書・習字・算術・地理・歴史・修身等ノ初歩トス。土地ノ情況ニ從ヒ罫画・唱歌・体操ヲ加ヘ又物理・生理・博物ノ大意ヲ加フ、殊ニ女子ノ為ニハ裁縫科ヲ設クベシ。」

「公立小学校ニ於テハ八ヶ年ヲ以テ学期トス。土地ノ便宜ニヨリテハ此学期ヲ縮ムルコトヲ得ベシト雖モ四ヶ年ヨリ短クスベカラズ。此四ヶ年ハ毎年授業スルコト四ヶ月以上タルベシ。」  
などと教科目や修学年限において土地の情況に応じられる制度に改

めた。

この教育令では、文部省が全国の教育事務を統轄することは学制と同じであるが、従来小学校設立の主体は「学区」という特別の自治体であったのを、地方行政機関である府県区町村にやらせることにし、学区制を廢して町村民の選挙による「学務委員」を設け学校事務を管理させることにした。

以上、自由裁量の余地の多い教育令も、教育機能の著しい低下をきたしたので、わずか一年三か月で「改正教育令」にかわった。改正教育令では、政府による教育の奨励監督の線を強めるとともに、学科課程を簡易寛大にして義務教育の徹底をはかる方針を明確にした。これに基づいて定められた「小学校教則綱領」によると、学制の知識主義から德育中心に変わり、従来小学校の教科目中最下位に置かれていた修身科が最上位になり、文明開化と西洋崇拜の翻訳教育にようやく反省的な転換期を迎えたのである。

### 6、学務委員

小学校創立のころは、「中年寄」と「添年寄」が学区の事務を管掌し、明治五年に区制がしかれてから、中年寄を「区長」に添年寄を「副区長」に改め、各町には「戸長」がおかれることになった。つぎに明治九年から、区長が「学区総取締」に戸長が「学区取締」になったが、それぞれ小学校に關する一切の事務（就学の勧誘・学校の建設管理と費用の使途を計ることなど）を取り扱った。

明治十三年に府は「学務委員」を各学区におき、学校の管理と監督にあたる規則を定めた。その選挙規則によると組内に本籍を有し在住する満二十才以上の者が、投票により選挙し、のち知事が認可の辞令を出すことになっている。

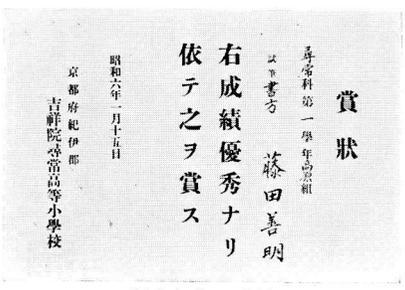
明治十五年にこの規則を改正し、定員の三倍を学区で選び、知事がその中から任命するようになった。その任期は四か年である。

明治二十二年に京都市が誕生してから、学務委員は市長の補助機関となり権限が縮少したが、明治・大正・昭和にかけて学校教育の

と記され、京都でも就学率が四十%で就学奨励が当面の問題であつ

充実進展に寄与した業績は誠に大きい。

京都府誌に「学務委員ハ時ニ制度ノ変更ヲ知ラズシテ、職務以外ニ干渉シタルコトナキニアラズトイエドモ、概シテ誠実ソノ職務ニ服シ、教育ノ進歩ヲ図ルニ努力シタリキ、スナワチ経費ノ供給ニツトメ、基本財産ノ増殖ヲ図リ、教員ノ優遇ニ尽力シ、特ニ小学校の設備ニツイテハ銳意遂行ヲ企テ、或ハ寄附金ヲ募リ、或ハ講法ヲ設ケ、或ハ公債ヲ起ス等ソノ功績甚大ナルモノアリ。」と述べている。



昭和初期の賞状

## 7、小学校令公布

(四年制義務教育のはじまり)

明治十八年内閣制度が成立し、総理大臣伊藤博文氏のもとに初代文部大臣に任命された森有礼氏は、十九年に教育令を廃して教育制度の整備をはかった。すなわち「帝国大学令」「師範学校令」「中学校令」「小学校令」等を次々に公布したが、すべての学校教育が国家主義の色彩を基調とするものへ向かう端緒でもあった。

### 小学校令

(明治十九年四月公布)の改正要点は

一、小学校を尋常小学校及び、高等小学校とし、各小学校の修業年限を各四か年としたこと。

一、児童は六才より十四才に至る八か年を学齢とし、父母後見人は普通教育を得せしめる義務ありとし、尋常小学校の教科を終了するまでは、就学の義務があると、明確に義務教育制を打ち出したこと。

一、従来用いていた生徒という呼称を「児童」と改めたこと。

一、小学校の教科書は文部大臣の検定したものに限ること。

この制度に基いて、翌二十年三月に府が定めた「小学校学科及基程度実施法」によると

「学年ハ七月一日ヨリ翌年六月三十日マデトシ、毎学年ノ始メヲ以テ生徒入學ノ定期トス。」

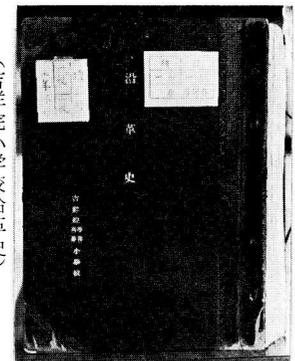
として、これまで行なわれてきた半年進級制が廃止され、七月を年始めとする一年単位の学年制度にかわった。

その後明治二十三年十月の「小学校令改正」ならびに二十四年十一月の「小学校教則大綱」で

「小学校ハ児童ノ身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及ビ國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス。」

と、明確に示し、修身科は教育勅語に基づき尊王愛國の精神を養うこと。歴史科は国体の大要を知らし国民たるの思想を養うことなど、国家主義教育を強調した。

この小学校令改正、教則大綱に



(吉祥院小学校治革史)

基づいて、府は小学校教則全部の改訂を行ない、明治二十五年四月から小学校令の制度を実施した。

なお、このとき市町村の会計年度に合わせて、四月一日より翌年三月三十一日までとする現行の学年制度に改めた。

## 8、国家主義的教育のはじまり

文明開化の流れが自由民権運動の波及となりはじめた明治の中頃政府は国家主義的教育方針へと歩みを進めていったのである。即ち、明治十九年公布された小学校令(中学校令、師範学校令)は、当時ドイツの国家主義教育に学んだ「ドイツ方式」といわれる、国

家主義的傾向の強い方針に基づいてつくられたものだった。これより後教育勅語に基づく小学校令の改正ついで三度改正された小学校令では、富国強兵策と国民教育とが固く結ばれていた。そして、明治二十七、八年戦役で勝利を得た我が国は、国力の回復と共に軍国主義へとつき進んでいったのである。これ以後この方針は変わらず、大正八年第一次世界大戦が終わる頃には、我が国はすでに世界屈指の強国として数えられるようになっていた。

又、それと共に国民教育の水準もぐんと上昇していった。



一、従来用いていた生徒という呼称を「児童」と改めたこと。

この小学校令改正、教則大綱に

当時ドイツの国家主義教育に学んだ「ドイツ方式」といわれる、国

### 9、教育勅語と三大節

明治二十二年「大日本帝国憲法」を公布、同二十三年「教育勅語」を公布、本校でも二十三年十二月二十七日に教育に関する勅語謄本を拝戴し、翌二十四年一月八日に拝戴式を挙行している。これから約半世紀の間、この教育勅語は国民道徳の最高基準として学校教育の大綱となり、昭和二十年以前の教育を受けた人なら、だれもが暗誦してこの教えを遵奉する教育を受けたものである。

#### 教育ニ関スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲナセルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬マラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

明治二十四年には「小学校祝日大祭日儀式規定」が出され、これよりいわゆる三大節には学校で儀式を行なうことが義務化されている。

「紀元節・天長節・一月一日ニ於テハ職員児童学校ニ参集シテ左ノ儀式ヲ行フベシ。

一、職員及児童「君が代」ヲ合唱ス。

二、職員及児童ハ天皇陛下皇太后陛下ノ御影ニ対シ奉リ最敬礼ヲ行フ。

三、学校長ハ教育ニ関スル勅語ヲ奉読ス。



大正13年 尋常高等卒業写真

四、学校長ハ教育ニ関スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス。

五、職員及児童ハ其ノ祝日ニ相当スル唱歌ヲ合唱ス。」

三大節の式典は、特におごそかに行なわれ、教育勅語の奉読、祝歌、校長訓示が式典の主な内容であった。当時は新年の元日には「年の始めのためしとして……」、紀元節には「雲にそびゆる高千穂の……」、天長節には「今日の佳き日は大君の……」と、それら奉祝歌が定められていた。教育勅語の取扱いは、極めて厳肅で、黒塗の大きな四角のぼんに黒塗の文箱に入れられて絹の白紐で結んであった。これを教頭先生が奉持して、すでに壇上に立てる校長先生に下からうやくしく手渡すと、校長先生は、かたきとも音を立てず文箱をあけ一語一語確実に奉読されるのである。その間、全員頭を下げ、無言で拝聴「御名御璽」の最後の言葉でやっと頭を上げたのである。この時、校長先生はフロックコートを着用され、純白の

手袋をはめられていた。式の終了後、帰りに全員に紅白の饅頭があたえられた。



現在の正門



東門附近より南校舎を見る

### 10、国定教科書の使用開始

明治三十六年に小学校令が改正されて、国民教育としての色彩が濃くなりこの時に始めて国定教科書が制定され、翌三十七年からは最初の国定教科書が使用されたのである。

その後幾度か改定を加えられて、第六期まで発行されるが、国語読本の最初の言葉を拾うと

第一期 明治三十七年 イ。エ。ス。シ。

第二期 明治四十三年 ハタ。タ

第三期 大正七年 ハナ。ハト。マメ。

第四期 昭和八年 サイタ。サイタ。サクラガサイタ。

第五期 昭和十六年 アカイ。アカイ。アサヒ。アサヒ。

第六期 昭和二十二年 おはなをかざる。みんないいこ。

国定教科書には、それぞれ時代の背景が圧縮され、どの教科書で小学校時代を育ったかという事で、その人の年代がわかるため、よく話題になるのである。

### 11、義務教育の延長

(六年制尋常小学校)

「小学校令」による義務教育四か年制を実施してから二十年を経過し、小学校教育は年々に進歩してきた。又日清、日露戦役後は産業、経済の伸展と共に、児童の就学率が大変よくなり、そこで明治四十年学校教育の充実を期するため、小学校令を改正して尋常科を六か年としこれを義務教育と定め、明治四十一年四月より実施した。

この時の記録によると次の如くである

明治四十一年度

一、吉祥院村尋常小学校經常予算

一、八二四円五十七銭也

内訳

一、給料 一、二二四円

二、雑給 一八八円七二銭

三、需用 三七六円八五銭

四、修繕 三五円

一、入学式挙行

尋一入学 男 三十 女 三十 計六十

一、学級担任

尋五入学 男 二八 女 一四 計四二

重を対象としたのであるが、小学校において、既に学習したる事項を練習し、これを実地に応用する

13、紀伊郡立尋常小学校 尋常高等小学校

第七学級 高等科一年 男 一三 女 六

最後の言葉でやると頭を上げたのである。この時、校長先生はフロックコートを着用され、純白の



小学校時代の教育がわかれるため、よく話題になるのである。

尋一入学 男 三十 計六十  
女 三十

尋五入学 男 二八 計四二  
女 一四

一、学級担任

第一学級 尋一、訓導 鎌田 伊一

男 三十。 女 三五。

第二学級 尋二、訓導 杉山 ツタ

男 二二。 女 二六。

第三学級 尋三、訓導 田宮兼次郎

男 二三。 女 二一。

第四学級 尋四、訓導 近藤 徹

男 二八。 女 三五。

第五学級 尋五、訓導 竹谷 光運

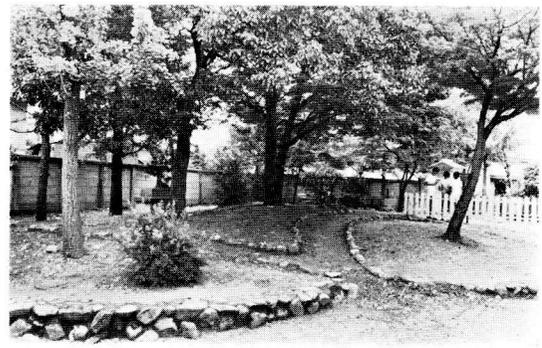
男 二八。 女 一四。

計 男 一三二 合計二六二名  
女 一三二

12、吉祥院家庭学校

旧西中校の校舎を称名寺跡（今の里の内中町）に移建し勉哉学舎と称し夜学又は女子の教育に使用された。

明治四十一年四月村立に改め、家庭学校と称し、女子の不就学児



校庭の一隅

童を対象としたのであるが、小学校において、既に学習したる事項を練習し、これを実地に応用するを授けて、処世に資せしむるを要旨とする。とあって実技教科を中心に家庭必須の知能技芸を学習した教育的貢献すこぶる多い、吉祥院独特の女子教育のための学校にたつたのである。

この学校は後小学校内に併置されて最後の名称は吉祥院公立実務女学校となり、昭和二十年まで存続した。

13、紀伊郡吉祥院村 尋常高等小学校

明治四十三年四月修業年限二か年の高等科を併置し、校名を「紀伊郡吉祥院尋常高等小学校」と改称

明治四十三年度

經常費予算 二、七一六円七十一銭

一、給料 一、九五六円

二、雑給 二四五円六六銭

三、需用費 四五五円〇五銭

四、修繕費 六〇円

臨時費 三、五一二円三九銭

一、營繕費三、二四二円三九銭

二、補助費 二七円

家庭学校費 二四三円

学級編成

第一学級 尋常科一年

男 二六。 女 三五。

第二学級 尋常科二年

男 三五。 女 四二。

第三学級 同 三年

男 二三。 女 三三。

第四学級 同 四年

男 二四。 女 三二。

第五学級 同 五年

男 一七。 女 一七。

第六学級 同 六年

男 二〇。 女 二五。

第七学級 高等科一年

男 一三。 女 六。

第八学級 高等科二年

男 一一。 女 二。

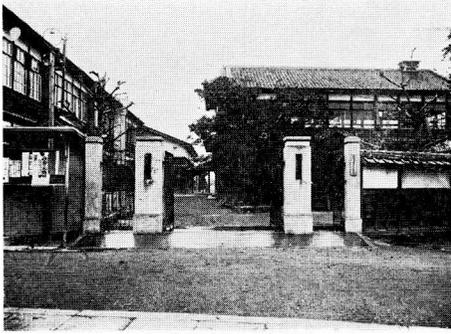
計 男 一六九 合計 三六一名  
女 一九二

家庭学校入学 二〇。

14、紀伊郡城南高等小学校

明治廿一年一月伏見町に紀伊郡高等小学校が設立され、郡内一円を学区としたのであるが、郡内北西部の町村としては通学上、不便を極めたので、吉祥院、上鳥羽、東九条、柳原を分離し、一町三村組合の一枚を創立し、城南高等小学校と称した。場所は上鳥羽村の四ツ塚で（今の洛南中学校の西側附近）城南高等小学校は義務教育ではなく、当時の教育に熱心な子弟だけが入学し、その人数も少なく、かつ当時の小学校が四年制の義務教育であったから、この学校の教育課程も、後年の小学校の高学年程度であった。しかしこの学校の卒業者は自ら進んで上級課程を修得したという、優越感を持っていたし、隣町村の同窓学友を持

つという利点にも恵まれていた。しかし一方、明治三十年をすぎると頃から高等小学校への進学者が次第にふえたので、京都府は各小学校に高等科を併置することを勧告した。そして明治四十三年各小学校に、高等科が併置されてから、廃校となった。参考までに記すと元府立京都第二中学校は明治三十三年四月創立され入学生徒数は年を追って増加す、とある。



昭和17年頃の正門

### 15、吉祥院農業補習学校

学校沿革史によれば大正三年一月十六日より始業とあるが、夜学と称して以前より各町集会所において行なわれていたものを、府へ正式に申請して吉祥院尋常高等小学校附設農業補習学校として認可されたもの。

修業年限は四カ年で修身、農業、国語、算術が教科であった。これは、女子の家庭学校と同じ目的からで、男子の不就学または中退のものを対象としたのであるが、明治四十一年四月義務教育が四カ年から六カ年に延長後は、四年制卒業者に対する補習教育が主たる目的に変わり、夜間授業が原則であったから、小学校の先生が兼ねてこの教育を受けもったのである。

本科一年	三〇
本科二年	二二
本科三年	—
本科四年	一一
補習科一年	九
〃 二年	一九
計	九一名



城南高等小学校第1回卒業生（故深見徳次郎氏と故加藤龍之介氏）



補習科一年 九  
 〃 二年 一九  
 計 九一名

## 16、京都市吉祥院

### 尋常高等小学校

御大札の記念行事もようやく終わり、昭和の名が聞きなれた頃、紀伊郡がすっぽり京都市に編入された。昭和六年四月一日を以って京都市下京区に編入され、京都市吉祥院尋常高等小学校と名称変更になり同じく附設二校も京都市吉祥院男子実業補習学校京都市吉祥院女子実業補習学校と改称された。



城南高等小学校13回卒業生

## 17、室戸台風による校舎倒壊

昭和九年九月二十一日

当時の乾源一郎校長先生の手記から。(原文のまゝ)

朝来天候険悪にして、数ふれば二百三十日なり。予報には暴風の警報ありたれど、あの大台風とは神ならぬ身の知るよしもがな。午前七時半学校に出勤して児童の登校状況を見るに校門に入り来りて悉く傘を破損し困却し居りたれば保前首席訓導校門の南側に学校長玄関に立ちて傘を閉し走り入る事を命じ全児童の悉く無事登校を見る。

午前七時五十五分職員朝会をなし本日講堂への集合及び教室への出入の危険を慮り講堂朝会を廢し左の暴風警戒に対する指示をなす。

一、児童を各学級教室内に收容して外出を厳禁すべし。  
 二、児童の出入を調査して出席員数を明かにすべし。

三、授業を第二段として児童疵護の重任を全ふすべし。

四、危険と認めたる場合は直ちに

講堂に避難せしむべし。

五、学校長の指揮命令ありたる時は絶対服従直ちに処置すべし。

六、児童下校の際は傘をささずに帰宅する様厳達すべし。

以上の指示により直ちに各部署につきしは正八時なり。

西村専科訓導に本館階上の展覧物のとりかたづけを依頼し学校長も階上に昇れば暴風愈々激しく全校舎の巡視を必要とし南校舎を巡りて全階上中央迄至れば本館東北隅の屋根瓦飛散し初めたれば、北校舎の危険を慮り、すぐさま北校舎に馳せ、早く避難すべき事を命じたり。

されど全建物の監視する必要あり故に本館階下にありて三方に眼を配りながら最も危険なる北校舎の注視を怠らず、時に校門前の大木及元役場の鐘樓倒壊したれば、北校舎の児童を憂へ避難状況を聴取せしに建部訓導より石井訓導の「校舎動揺中を巡視せしに一人の残存児童なき事を確めたり」との報告聞き安堵せり。されば間もなく北西隅より傾斜し初め建部、西村両訓導と共に「もう駄目だ」と

言を発すると共に倒壊せり。避難後五分か十分の後なり。天祐なるかな倒壊校舎には一人の児童もなく、且つ南側に接する御眞影奉安殿には何の御異状もなく北側に倒壊せしこと天祐と幸運に恵まれし唯々感激して涙頬をつたふ。

(中略)されど尚南校舎、新校舎の児童避難の必要あり。南校舎は瓦の落下急にして児童の外出危険なり、されば最も危険の少き東方出口に集合なさしむべく校庭を烈風に流されながら南校舎に至り、階上の残存一学級をも階下を下し各自手をとり合せて東方出口より校庭を北走して講堂へ避難せしむ、幸い四年以上なれば事なく、次に新校舎の児童をも避難せしめ茲に全く避難を終り更生の喜び感慨無量なり。

何分始業時間早々の事なれば欠席児童の調査はあれど登校途中に於て遭難せざるや、又は倒壊校舎中に萬一にも残り居らざりしやの憂あり。故に家庭につきて調査の必要あり。尚家庭へも学校児童の無事なる事を通知して安堵をあたふる必要あり、故に青年団に依頼

してこの調査と通知をゆだねぬ。青年団員は学級の欠席児童調査により部落別の名簿を作り機敏なる動作によりて各部を担当し調査と通知の任を全うされ刻々の報告により無事なるを確かめたり。

全児童避難後は講堂に於て死線を越へて生を得た喜びと各家庭の無事なる事を告げ校舎の倒壊あれども生あれば何事も恐るゝに足らず復興更生の意気に燃へよと訓話し一人の軽傷をも出さず一堂に会する喜びは唯々天祐と幸運に外なく感激感泣す。

職員諸君は一絲乱れざる機敏なる措置と活動をされ避難後は保護者への応接も保護者に安堵をあたえるのみにて学校長の意図の如く萬遣もれなき処置をとられたり。又一方学区有力者の各位及各団体員は学校に馳せ参集され、児童の軽傷者なきを喜ばれ今後の措置及び学区内の調査及見舞等を分担されあの烈風中に各部落を訪問される。其の調査報告によれば全壊家屋棟数一九二棟、半壊九二計二八六の多数を算し以つてこの台風の凄惨なるを思はしむ。(以下略)

(注) 京都市の被災合計

先生の死亡	三名
校舎の倒壊	十三校
児童の死亡	百十二名
重軽傷(先生を含む)	六七三名

### 18、国民学校令公布

昭和十六年三月国民学校令が公布せられ、吉祥院尋常高等小学校はこれより京都市吉祥院国民学校と改称される。

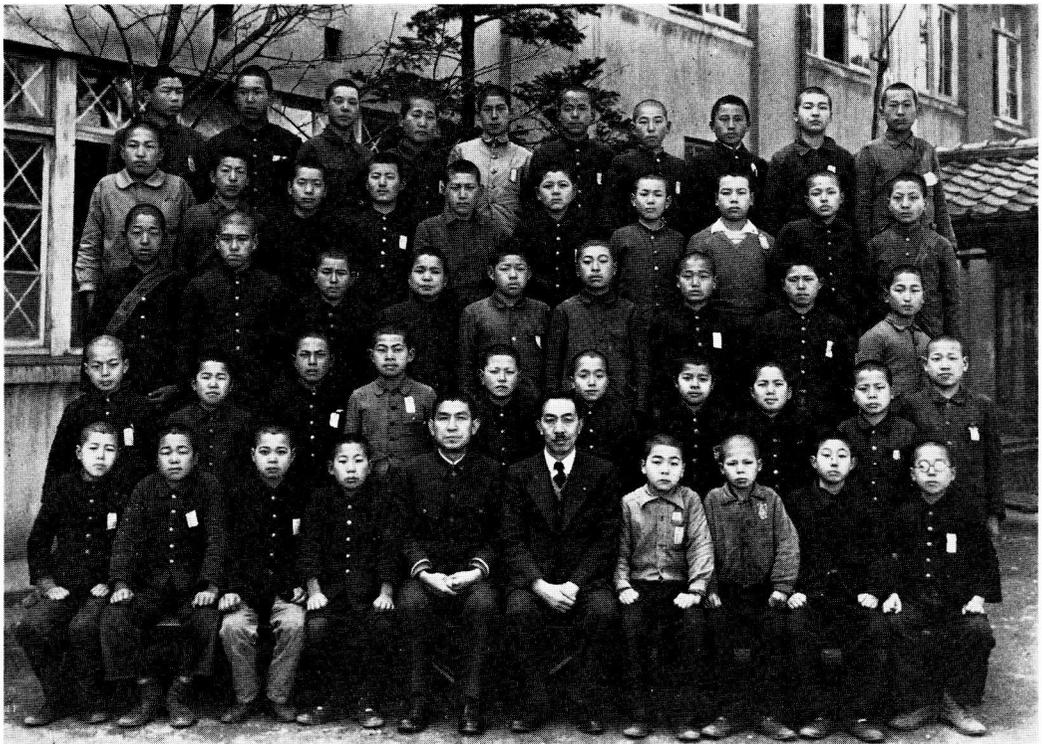
国民学校令の第一条に

「国民学校は皇国の道に則りて初等普通教育を施し、国民の基礎的錬成を成すを以て目的とす」と明示してある様に、「皇国民の錬成」を目的とする戦時教育体制がしかれたのである。

軍事教育の最高潮の時代、先生の服装まで変り、頭は坊主刈り国民服の足はゲートル巻、女子は皆モンペばきであった。

聖戦、尽忠報国、大日本帝国などのことばが盛んに使われるようになっていた。

と同時に第五期固定教科書は「超国家主義」教科書が出され、皇国民の錬成が徹底的に行なわれた。



昭和19年国民学校高等科卒業生

凄惨なるを思はしむ。(以下略)

皇国民の鉾成が徹底的に行なわれ

### 19、国民学校の卒業生

昭和十六年十二月八日、ラジオのニュースは、大平洋戦争のぼつ発を告げた。それからは国を挙げて、学校も家庭も、男も女も、子供もおとなも、町も村も一丸となって、唯国のためにのみた、かった。国民学校時代の児童、生徒たちは最も恵まれなかった。遠足や修学旅行も中止されて、大詔奉戴日の神社参拝や防空訓練が月々の行事となり、打ち続く耐乏生活と日を追って激しくなる本土空襲の中で、学んだ卒業生たちは最悪の時代をすごした人たちといえる。

### 20、集団疎開

東京、大阪をはじめ日本中の都市が空襲を受けるようになり、学校における学習もついに不能の状態となり、都市に生活するものは、その危険をさけて農山漁村に家族ともども縁故をたよって疎開することになった。けれども、そのような縁故のない児童の安全をはかって、学校職員の手によって、昭和二十年四月吉祥院校では集団疎開の処置がとられた。

府下船井郡竹野村の大通寺及び村集会所を宿舎として

児童数 一二〇名  
教員数 五名  
寮母 五名  
作業員 四名  
以上のほか、詳細な記録は残されていない。

### 21、敗戦、新憲法発布

昭和二十年八月十五日、ポツダム宣言無条件受諾という形で迎えたこの終戦は、日本国民の前途に大きな不安をもたらせ、社会は全く混乱した。

明治以来一貫してきた教育の大方針はここに至って全く崩壊してしまった。そして連合国軍総指令部からは、次々と指令が出され、先ず、戦時中の全教育令の廃止。昭和二十一年一月、天皇神格否定の詔書が出され、それまで学校に奉安してあった御真影を府庁へ返還、奉安殿は撤去された。しかし、この間にも急速に国家再建の機運は高まっていき、激変する社会情勢の中から、昭和二十一年十一月「日本国憲法」が公布

された。

### 22、六、三制発足

新憲法の精神にのっとって、昭和二十二年三月に「教育基本法」が制定され、同時に「学校教育法」も公布されて、小学校六年、中学校三か年の義務教育年限、いわゆる六、三制の教育体制が発足した。

そして四月から新教育が実施され、義務教育は九か年となり、校名は京都市立吉祥院小学校と改称された。

### 23、吉祥院中学校併置

昭和二十二年五月五日は、六三制による義務教育として新制中学校が発足した日である。

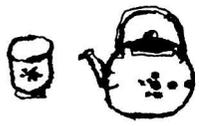
京都全市の中学校と同様、吉祥院中学校もこの日午前九時より吉祥院小学校講堂において開校式が行なわれた。開校一年目は、吉祥院小学校に併設され、生徒は、吉祥院小学校高等科一、二年だったものが中学二、三年となり、尋常科の六年卒業生が一年生として入学した。

同一校舎に小、中学同居の形であったが、この中学校は、その後全市的に小、中学の統合、再編成がなされて、廃止となり、代って洛南中学校が設立され吉祥院、上鳥羽の両小学校を通学区とするこことなり、現在に至っている。

### 24、学校給食

戦後の食生活は苦しく、特に児童の体位の低下は甚だしく、発育盛りの児童の栄養補給を必要とし、そこで昭和二十二年一月から占領軍の放出物資(ララ物資)による児童の給食が始められた。

昭和二十九年には新しく学校給食法が制定され、給食調理室が設置されて、学校給食も本格的になり以後今日まで続いている。この間児童の体位向上や食生活の改善に果たした役割はまことに大なるものがあるといえよう。



25、創立八十周年記念式

昭和二十七年、十一月七日関係者多数の参加のもとに新装なった校庭国旗掲揚台の下にて、盛大にかつ厳肅に記念祝賀式が挙げられた。

この時、最新設備の給食室が竣工、一七〇〇坪の運動場の全面的舗装工事の完了、屋外教室、放送

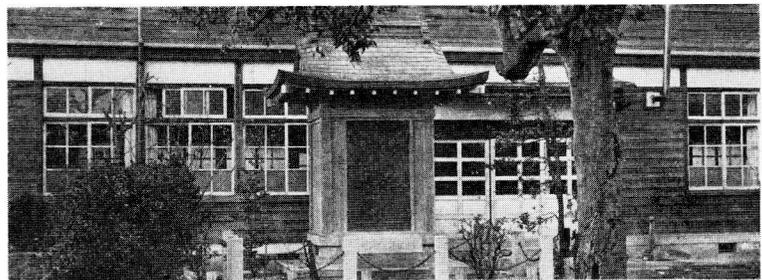
室の設備、職員室拡張改装、等が記念として整備された。

昭和二十七年、八十周年現在の吉祥院小学校児童数は、左記の通りである。

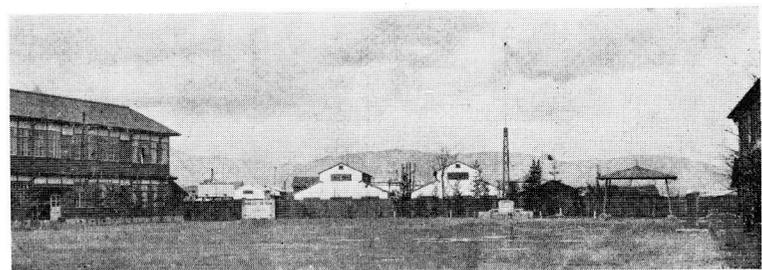
昭和二十七年度、児童数

学年		一年		二年		三年		四年		五年		六年		組	計
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男		
二四	二二	二七	二二	二四	二二	一組	一一三								
二二	二二	二四	二二	二組	一一三										
二〇	二二	二六	二四	二五	二三	三組	一一三								
二〇	二二	二五	二三	二四	二二	四組	一一三								
一九	二一	二五	二三	二四	二二	二五	二三	二四	二二	二五	二三	二四	二二	五組	一一三
一九	二一	二五	二三	二四	二二	二五	二三	二四	二二	二五	二三	二四	二二	六組	一一三
九六	一一〇	一五三	一四七	一四二	一三五	一四七	一四二	一五〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	合計	一一三

三十四学級、一五九一名  
男 八二三名  
女 七六八名



昭和17年頃の奉安殿と北校舎



昭和17年頃の校庭東方の風景

26、プール完成

京都市は、昭和三十六年から児童、生徒の水泳指導と安全な夏のレクリエーションの場を与えるため、市内の小中学校にプールづくりを進めてきたのである。待望のプールが本校に建設されることに

なり、児童、生徒たちは夏を夢みて完成を心待ちした。

着工 三十七年六月二十一日  
完成 同年十二月二十二日  
プール開き 三十八年七月一日  
竣工式 同年八月三十日。